

こんにちは！地域包括支援センターです

地域包括支援センターは、高齢者のための総合相談窓口です。いつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師などの専門職を配置し、高齢者やご家族のご相談をお受けします。お住まいの対象区域の地域包括支援センターをご利用ください。

多く寄せられるご相談

- ▽生活全般について
 - ▽介護予防・生活支援サービスや介護予防事業について
 - ▽介護保険サービスの利用について
 - ▽健康管理について
 - ▽医療機関の受診について
- 「入院や施設入所の調整」、「退院後の生活」、「認知症」、「お金の管理が心配」などの内容を含むご相談を受けることもあります。

相談の流れ(例)

①聞きとり(電話、窓口、訪問など) → ②今後についての話し合い → ③支援やサービスの開始

ご利用いただくうえでのポイント

- ▶電話や訪問、来所など、さまざまな方法でご相談いただけます。来所いただく場合は、事前にお電話などでご連絡いただくと、スムーズな対応ができます。また、匿名でのご相談でも構いません。
- ▶相談者の秘密は守られます。ご本人、ご家族のほか、ご近所や地域の困りごとなどについても、安心してご相談ください。
- ▶こんな相談でもいいのだろうか、と迷う場合でも、まずはお話を聞かせてください。

相談窓口

- 権現堂川、吉田、八代、さかえ、さくら小学校区在住者
幸手東地域包括支援センター (ウェルス幸手内) ☎(53) 6151・☎(53) 6160
業務時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜、日曜、祝日は除く)
- 幸手、行幸、長倉、上高野小学校区在住者
幸手西地域包括支援センター (旧香日向小学校内) ☎(40) 3443・☎(44) 0870
業務時間 午前9時～午後5時45分(土曜、日曜、祝日は除く)

問合せ 健康増進課 ☎(42) 8421

※施設の利用可能時間内での開放となります。詳しくはホームページを確認ください。

熱中症特別警戒アラートが発令されていない場合でも、暑さの厳しい日の外出時などの一時的な休憩場所「まちのクールオアシス」として開放しています。

施設名	S	O
幸手市役所	○	○
中央公民館	○	○
北公民館	○	○
西公民館		○
南公民館	○	○
東公民館	○	○
コミュニティセンター	○	○
勤労福祉会館	○	○
市立図書館	○	○
市立図書館香日向分館	○	○
市民文化体育館	○	○
保健福祉総合センター	○	○
老人福祉センター	○	○

▼クーリングシエルトについて

県内のすべての観測地点で暑さ指数が35を超える場合、熱中症特別警戒アラートが発表されます。普段以上に水分をこまめにとるなど、熱中症予防に注意するほか、不要不急の外出などは控えてください。

また、クーラーが家にない場合などに過ごす場所として、クーリングシエルトを開設します。ご利用ください。

住宅リフォーム費用の一部補助(後期)

市民のみなさんが住宅をリフォームする場合に、その費用の一部を補助します。

▼対象(全てに該当)

- 申請および補助決定前に着工・着手していない
 - 対象住宅が過去にこの資金補助を受けていない
 - 市内の施工・設計業者に発注する
 - 市内の対象住宅に居住している
 - ※共同住宅は専有部分のみ、店舗併用住宅については居住部分のみ。
- 工事・設計費が税抜き20万円以上である
 - 令和7年2月28日までに完了する
 - 市税または市の各種資金貸付制度の滞納がない
 - 市のほかの助成制度による補助対象工事でない
 - 下記の対象工事・設計に該当

▼対象工事・設計

- ・改築工事／住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
 - ・増築工事／住宅部分の床面積を増加させる工事
 - ・修繕・模様替え／屋根や外壁の塗り替え、フローリングや壁紙の張替えなど
 - ・設備工事／キッチン、浴室、給湯器、洗面化粧台、トイレなど
 - ・公共下水道への接続工事／宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事
 - ・設計業務／上記の工事を行うための調査・設計業務
- ※単に外構工事やルームエアコンの設置は対象外。
※耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度あり。

▼補助額

工事および設計費(税抜き)の5%相当額(上限10万円)
※1,000円未満切捨て(予算の範囲内)

▼申込方法

申請書と見積書のコピーを持参の上、窓口へ(郵送不可)
受付 8月28日(水)から9月3日(火)までの午前8時30分～午後5時15分(土曜、日曜日は除く)
※受付期間に予算を超える申込みがあった場合には抽選を行います(先着順ではありません)。
※予算に余りが出た場合、上記期間以降も受付を継続します。

問合せ 建築指導課 ☎(43) 1111 内線 572



住み慣れた家で自立した生活を送るために～住宅改修と福祉用具の利用～

介護を必要とする人の生活環境を整えるために、介護保険を使って住宅改修や福祉用具を利用できます。

- ・利用には、要介護認定(要支援1・2、要介護1～5)が必要です。
- ・自己負担割合は所得によって変わります。

●住宅改修

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として、費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

▼介護保険の対象となる工事の例

- ・手すりの取り付け
 - ・段差や傾斜の解消
 - ・和式から洋式への便器の取替え など
- ※工事施工前の事前申請が必要です。必ず担当ケアマネジャーや地域包括支援センターまでご相談ください。

●福祉用具

日常生活の自立や介護者の負担軽減のため、福祉用具の購入やレンタルが利用できます。

▼購入対象となる福祉用具の例(年間10万円を上限として、費用の7～9割が支給されます)

- ・腰かけ便座
 - ・入浴補助用具 など
- ## ▼レンタル対象となる福祉用具の例(月々の利用限度額の範囲内で実際の費用の1～3割が自己負担です)
- ・杖や歩行器
 - ・工事不要の手すりやスロープ
 - ・車椅子や介護用ベッド(原則、要介護2～5が対象) など

※一部の福祉用具はレンタルと購入を選択できます。
※心身の状態にあった福祉用具を選ぶためにも、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、福祉用具専門相談員などと相談の上、ご利用ください。

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8444